

## 平成 2 1 年第 4 回那須塩原市議会定例会

### 議 事 日 程 ( 第 1 号 )

平成 2 1 年 6 月 5 日 ( 金曜日 ) 午前 1 0 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について  
( 議会運営委員長報告・質疑 )
- 日程第 3 同意第 5 号 人権擁護委員の候補者の推薦について  
( 提案説明、質疑、討論、採決 )
- 日程第 4 報告第 8 号 平成 2 0 年度那須塩原市一般会計継続費繰越計算書について  
( 報告 )
- 日程第 5 報告第 9 号 平成 2 0 年度那須塩原市一般会計繰越明許費繰越計算書について  
( 報告 )
- 日程第 6 報告第 1 0 号 平成 2 0 年度那須塩原市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について  
( 報告 )
- 日程第 7 報告第 1 1 号 平成 2 0 年度那須塩原市温泉事業特別会計繰越明許費繰越計算書について  
( 報告 )
- 日程第 8 報告第 1 2 号 財団法人那須塩原市施設振興公社の経営状況報告について  
( 報告 )
- 日程第 9 報告第 1 3 号 財団法人那須塩原市農業公社の経営状況報告について  
( 報告 )
- 日程第 1 0 報告第 1 4 号 財団法人那須野が原文化振興財団の経営状況報告について  
( 報告 )
- 日程第 1 1 報告第 1 5 号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕  
( 報告 )
- 日程第 1 2 報告第 1 6 号 専決処分の報告について〔和解〕  
( 報告 )
- 日程第 1 3 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて〔那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正〕  
( 提案説明、質疑、討論、採決 )
- 日程第 1 4 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて〔那須塩原市長等の給与及び旅費に関する条例及び那須塩原市職員の給与に関する条例の一部改正〕  
( 提案説明、質疑、討論、採決 )

- 日程第 1 5 議案第 4 9 号 那須塩原市長等の給与の特例に関する条例の制定について  
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 1 6 議案第 5 1 号 契約の締結について  
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 1 7 議案第 5 2 号 契約の締結について  
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 1 8 議案第 5 3 号 契約の締結について  
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 1 9 議案第 5 4 号 契約の締結について  
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 2 0 議案第 5 0 号 那須塩原市営駐車場条例の一部改正について  
(提案説明)
- 日程第 2 1 議案第 4 8 号 平成 2 1 年度那須塩原市一般会計補正予算(第 2 号)  
(提案説明)
- 日程第 2 2 議案第 5 5 号 大田原市から北那須流域関連西那須野公共下水道への区域外流入について  
(提案説明)

出席議員（29名）

1番	櫻田貴久君	2番	鈴木伸彦君
3番	松田寛人君	4番	大野恭男君
5番	平山武君	6番	伊藤豊美君
7番	磯飛清君	8番	岡本真芳君
9番	鈴木紀君	11番	眞壁俊郎君
12番	岡部瑞穂君	13番	齋藤寿一君
14番	中村芳隆君	15番	人見菊一君
16番	早乙女順子君	17番	植木弘行君
18番	平山英君	19番	関谷暢之君
20番	平山啓子君	21番	木下幸英君
22番	君島一郎君	23番	室井俊吾君
24番	山本はるひ君	25番	東泉富士夫君
26番	相馬義一君	27番	吉成伸一君
28番	玉野宏君	29番	菊地弘明君
30番	若松東征君		

欠席議員（1名）

10番	高久好一君
-----	-------

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	副市長	折井正幸君
副市長	君島寛君	教育長	井上敏和君
企画部長	高藤昭夫君	企画情報課長	室井忠雄君
総務部長	増田徹君	総務課長	金丸俊彦君
財政課長	山崎稔君	生活環境部長	松下昇君
環境管理課長	齋藤正夫君	保健福祉部長	平山照夫君
福祉事務所長	荒川正君	社会福祉課長	成瀬充君
産業観光部長	三森忠一君	農務畜産課長	古内貢君
建設部長	田代哲夫君	都市計画課長	山口和雄君
上下水道部長	江連彰君	水道管理課長	菊地一男君
教育部長	松本睦男君	教育総務課長	松本讓君

会計管理者	楡	木	保	雄	君	選管・監査・ 固定資産評 価委員会 事務局長 西那須野 支所長	二ノ宮	栄	治	君
農業委員会 事務局長	人	見		順	君		鈴木	健	司	君
塩原支所長	印	南		叶	君					

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	織	田	哲	徳	議事課長	斎	藤	兼	次
議事調査係長	稲	見	一	美	議事調査係	小	平	裕	二
議事調査係	福	田	博	昭	議事調査係	佐	藤	吉	将

開会 午前10時00分

#### 開会及び開議の宣告

議長（平山 英君） おはようございます。

本日招集になりました平成21年第4回那須塩原市議会定例会は、議員各位のご参集をいただき、ここに開会の運びとなりました。

本定例会には、市長提出として20件の議案が提出されることになっております。議員各位には慎重に審議を尽くされ、また議会運営につきましても特段のご協力をお願い申し上げまして、開会のごあいさつといたします。

ただいまから平成21年第4回那須塩原市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は29名であります。

10番、高久好一君より欠席する旨の届け出がありました。

#### 議事日程の報告

議長（平山 英君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

#### 会議録署名議員の指名

議長（平山 英君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員に

3番 松田 寛人 君

4番 大野 恭男 君

を指名いたします。

#### 市長あいさつ

議長（平山 英君） 市長からあいさつがあります。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

市長（栗川 仁君） おはようございます。

本日は、平成21年第4回那須塩原市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には何かとお忙しい中、ご参集を賜り、ありがとうございます。

さて、世界同時不況という重苦しい雰囲気の中で幕を明けました平成21年も早いもので6月を迎えました。この平成21年は、2月に安心と活力を実感できるまちづくりを目指し、那須塩原市長として2期目のかじとりを開始したところでございますが、4月の市議会議員選挙を初め、新型インフルエンザの流行や裁判員制度のスタート、さらには栃木県の財政健全化への道筋を定めたとちぎ未来開拓プログラム試案の公表など、不安と期待が交錯する時代の変化、もしくは新たな時代の始まりというようなものを予感させる出来事が続いております。

このようなときこそ、しっかりと足元を見つめ、地に足をつけた冷静な対応が必要になると思っております。牛歩の歩みとなるうかと思われませんが、一步一步着実に前進し、市民目線でのまちづくりを進めてまいりますので、議員の皆様方より一層のご協力、ご支援をお願い申し上げます。

このような中、今回の市議会定例会にご提案を申し上げますのは、人権擁護委員候補者の推薦に関する人事案件が1件、平成21年度補正予算案件が1件、条例の制定及び一部改正案件が2件、契約の締結案件が4件、公共下水道への区域外流入の案件が1件、専決処分の承認を求める案件が2

件、予算の繰り越しに関する計算書の報告が4件、公社事業の経営状況に関する報告が3件、専決処分の報告が2件の合わせて20件であります。

これらの内容につきましては、この後の提案説明の中で詳細を申し上げますが、行政執行上いずれも重要な案件となりますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

よろしくお願いをいたします。

議長（平山 英君） 市長のあいさつが終わりました。

#### 会期の決定

議長（平山 英君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会に先立ち、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

19番、関谷暢之君。

〔議会運営委員長 関谷暢之君登壇〕

議会運営委員長（関谷暢之君） おはようございます。

議会運営委員会のご報告を申し上げます。

本定例会における会期の日程、議案の取り扱い、その他議会運営上必要な事項を協議するため、去る5月29日午前10時より第4委員会室において、委員全員、正副議長、市長以下執行部関係者出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、本定例会の会期について申し上げます。

会期については、本日6月5日より6月19日までの15日間といたします。会期内の日程の詳細については、配付されております会期日程表のとおり

りといたします。

本定例会に提出される案件は、市長提出案件として人事案件1件、補正予算案件1件、条例案件2件、その他の案件5件、専決処分の承認案件2件、報告案件9件の計20件であります。

議案の取り扱いについてであります。同意第5号、議案第49号並びに議案第51号から議案第54号及び専決処分の承認案件2件、計8件については即決扱いといたします。即決案件8件と報告9件を除く3件については、関係常任委員会に付託をし、審査を行うことといたします。

市長提出による追加議案としては、那須塩原市監査委員の選任についてが1件、また損害賠償の額の決定及び和解について、今定例会中に示談となった場合には専決処分の報告1件の提案が予定されております。

それらの取り扱いについてであります。最終日即決扱いといたします。

議案に対する質疑は、先例のとおり取り扱うこととし、同一議題につき1人3回まで、時間は15分以内で連続して行うことといたします。

討論は先例のとおり取り扱うこととし、同一議題につき賛成、反対、それぞれ5人まで、時間は1人10分以内といたします。

次に、市政一般質問について申し上げます。

市政一般質問は、先例のとおり取り扱うこととし、通告書に基づき項目ごとの一問一答方式とし、質問時間は1人40分以内、最初の質問から議員質問席で行うことといたします。

質問通告者は14名であり、日程上6月9日に4名、10日に4名、11日に4名、12日に2名の4日間といたします。

最後に、請願・陳情について申し上げます。

新規に受理した請願が1件ございますが、これは配付された請願・陳情等文書表のとおり、関係

常任委員会に付託をし審議を行うことといたします。

以上が、議会運営委員会における審議の結果であります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営にご協力を賜りますようお願いを申し上げます、ご報告といたします。

議長（平山 英君） 報告が終わりました。

ただいまの報告について質疑を許します。

16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） まず、議案第51号、52号、53号、54号を即決議案とすることを了解した理由を聞かせてください。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

委員長の関谷さんお願いをいたします。

議会運営委員長（関谷暢之君） お答えいたします。

この件に関しましては、特に質疑等は委員会の中では出ておりませんが、議案の説明の中で当局よりは早期に契約の締結を行い、工期を確保するという説明がございまして、委員の中ではこれを了承したということでございます。

議長（平山 英君） ほかにございませんか。

16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） これらの議案に対しては、即決採決に、きょう即決ということですから、議案に対する質疑に対して採決の判断に足り得る答弁がないと採決の判断ができないわけです。質疑に対して十分な答弁をいただきまして採決するならまだしも、不十分な答弁なら判断がつかないままです。

今まで資料を持ち合わせていないというような答弁で質疑をやり過ぎていたようなことが多々ありました。今回は即決議案ですから、そのようなことがあっては困ります。

そこで議会運営に責任を持っている議会運営委員会委員長にお聞きいたしますけれども、即決の判断に足り得る答弁がもらえないようなことはあり得ないという判断をしてよろしいでしょうか。議会審議の軽視とにならないような答弁がいただけるというふうな理解をしてよろしいかどうか確認いたします。

議長（平山 英君） 19番、関谷暢之君。

議会運営委員長（関谷暢之君） ご質疑の趣旨がいまひとつ想定のもとということで、はかり知れるところもございしますが、議会運営上のルールはきちんと質疑等の手順も踏まえて進められていくものであり、私にお答えできる範疇としては、そうしたルールにのっとって進められるものということまでしかお答えできません。

議長（平山 英君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 今の議会運営委員会の委員長の答弁どおりでしたら、執行機関のほうではきちんとした答弁をしていただけるというふうに理解してよろしいんだということでもよろしいでしょうか。

議長（平山 英君） 19番、関谷暢之君。

議会運営委員長（関谷暢之君） 執行部の答弁がきちんとされるかどうかということは、私がお答えする範疇ではないというふうに思います。

議長（平山 英君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 質疑なしと認めます。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本日から6月19日までの15日間とし、議案の取り扱い等についても議会運営委員長報告のとおりとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月19日

までの15日間と決しました。

また、議案の取り扱い等についても、議会運営委員長報告のとおりといたします。

お諮りいたします。

本定例会における議案上程の際の議案朗読は省略いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議ありませんので、本定例会における議案上程の際の議案朗読は省略いたします。

同意第5号の上程、説明、質疑、  
討論、採決

議長（平山 英君） 次に、日程第3、同意第5号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

市長（栗川 仁君） 同意第5号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案の説明を申し上げます。

議案書1ページ、議案資料1ページでございます。

本案は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、本市における人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

人権擁護委員13名のうち、今回1名の委員が平成21年9月30日をもって任期満了となりますので、その候補者として伊藤尚子氏を推薦するものであります。

伊藤氏は、平成18年10月1日に人権擁護委員として委嘱され、現在活躍中であります。長く教職を務められ、知識、経験とも豊富で、人望も厚く、人権擁護委員としてふさわしい方でありますので、再任として推薦をするものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願いを申し上げます、説明といたします。

議長（平山 英君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第5号については、原案のとおり同意することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

報告第8号及び報告第9号の上  
程、説明

議長（平山 英君） 次に、お諮りをいたします。

日程第4、報告第8号 平成20年度那須塩原市一般会計継続費繰越計算書について及び日程第5、



報告第9号 平成20年度那須塩原市一般会計繰越明許費繰越計算書についての2件を一括議題としたいと思いますが、異議ございますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認めます。

よって、報告第8号及び報告第9号の2件を一括議題といたします。

本案について報告、説明を求めます。

副市長。

副市長（折井正幸君） 報告第8号及び報告第9号の2件につきまして、一括してご報告を申し上げます。

まず、報告第8号 平成20年度那須塩原市一般会計継続費繰越計算書について、地方自治法施行令第145条第1項の規定によりご報告を申し上げます。

議案書が16ページから17ページとなります。議案資料はございません。

8款土木費の3・4・1本郷通り道路改良事業で、平成20年度継続費予算減額9億7,836万円に対し、執行額を差し引き、その残額3億2,960万円を逐次繰越としたものであります。

同じく8款土木費の西那須野駅東西連絡通路階段付替え工事で、継続費の平成20年度年割額6,615万円のうち4,045万円を、また、西那須野駅西口広場整備工事では、年割額4,000万円のうち2,400万円を、さらに、西那須野駅東西連絡通路改修工事においても、年割額510万円のうち46万2,444円をそれぞれ逐次繰越とし、21年度に執行するものであります。

次に、報告第9号 平成20年度那須塩原市一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告を申し上げます。

議案書18ページから20ページとなります。議案資料はございません。

本件は、さきの3月定例議会において可決をいただきました32件の繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告するものであります。

これら繰越明許費設定事業のうち、2款総務費の定額給付金給付事業費及び定額給付金給付事務費につきましては、平成20年度の執行額を勘案し、翌年度繰越額を減額し、翌年度に繰り越しをいたしました。

この2件を除く30事業につきましては、繰越設定額をそのまま全額繰り越しいたしました。

なお、繰越明許費設定事業32事業のうち、半数の16事業が国の地域活性化・生活対策臨時交付金事業によるものとなっております。

以上、2件につきましてご報告を申し上げます。

議長（平山 英君） 報告、説明が終わりました。

報告第10号及び報告第11号

の上程、説明

議長（平山 英君） 次に、お諮りいたします。

日程第6、報告第10号 平成20年度那須塩原市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について及び日程第7、報告第11号 平成20年度那須塩原市温泉事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての2件を一括議題としたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認めます。

よって、報告第10号及び報告第11号の2件を一括議題といたします。

本案について報告、説明を求めます。

副市長。

副市長（君島 寛君） 報告第10号及び報告第11

号につきましては、3月定例会において可決をいただきました特別会計の繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。一括してご報告を申し上げます。

まず、報告第10号 平成20年度那須塩原市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について申し上げます。

議案書21から22ページ、議案資料はございません。

本件は、下水道建設費において用地取得に不測の日数を要したことにより、平成20年度内の事業完了が見込めないことから、工事請負費とその関係事務費合わせて1億2,650万円を繰り越したものであります。

次に、報告第11号 平成20年度那須塩原市温泉事業特別会計繰越明許費繰越計算書について申し上げます。

議案書が23ページから24ページ、議案資料はございません。

本件は、温泉事業建設費において、建設予定地の耐震工法の検討に不測の日数を要したことにより、平成20年度内の事業完了が見込めないことから、工事請負費2,924万3,000円を繰り越したものであります。

以上、2件につきましてご報告を申し上げます。議長（平山 英君） 説明が終わりました。

#### 報告第12号の上程、説明

議長（平山 英君） 次に、日程第8、報告第12号 財団法人那須塩原市施設振興公社の経営状況報告についてを議題といたします。

本案について報告、説明を求めます。

副市長。

副市長（折井正幸君） 報告第12号 財団法人那須塩原市施設振興公社の経営状況報告について、ご報告を申し上げます。

議案書25ページ、議案資料はございません。

平成20年度の事業につきましては、市から指定管理者として指定を受けた8施設のほか、委託を受けた施設の管理運営、文化推進事業や緑化推進事業などの自主事業を行っております。

事業報告につきましては、事業報告書の1ページから12ページに記載したとおりであります。

次に、決算の状況であります。まず、一般会計につきましては、決算報告書の1ページから23ページに記載してありますが、事業活動収入として事業収入や補助金などで5億4,420万9,596円、事業活動支出として管理費や各種事業費などで5億1,000万4,399円を計上しております。

なお、これらに投資活動収入、支出をそれぞれに加えた収入差額の2,131万5,818円につきましては、平成21年度に繰り越いたしました。

また、文化会館自主事業特別会計につきましては、24ページから25ページに記載してあります。収入として補助金等収入や事業収入で3,285万2,780円、支出では自主事業に係る支出として収入と同額の3,285万2,780円です。

続きまして、平成21年度の事業計画及び収支予算についてご説明申し上げます。

事業計画につきましては、事業計画書の1ページから6ページに記載してありますが、指定管理者としての指定を受けた8施設の管理運営を行うほか、市からの委託を受けた観光文化及び公園施設等の管理運営、文化会館自主事業等を行う計画であります。

収支予算につきましては、収支予算書の7ページから15ページに記載してありますが、一般会計

では事業活動収入として、事業収入や補助金などで5億3,296万5,000円、事業活動支出として管理費や各種事業費などで5億2,199万7,000円を計上しておりますほか、投資活動収入、支出及び前年度繰越金等を加えた合計につきましては、収入、支出ともに5億6,488万9,000円でございます。

また、文化会館自主事業特別会計につきましては、予算書の16ページにありますとおり、収入は補助金等収入や事業収入ほかで3,072万円を計上し、支出では自主事業に係る支出として、収入と同額の3,072万円を計上しております。

以上、ご報告を申し上げます。

議長（平山 英君） 報告、説明が終わりました。

#### 報告第13号の上程、説明

議長（平山 英君） 次に、日程第9、報告第13号 財団法人那須塩原市農業公社の経営状況報告についてを議題といたします。

本案について報告、説明を求めます。

副市長。

副市長（君島 寛君） 報告第13号 財団法人那須塩原市農業公社の経営状況につきまして、ご報告を申し上げます。

議案書26ページ、議案資料はございません。

那須塩原市農業公社の事業実績につきましては、平成20年度事業報告書の1ページから9ページに記載のとおりであります。

受託事業として農業経営基盤強化促進法に基づく農地の流動化の推進、認定農業者を含めた担い手農家の育成、さらには道の駅「明治の森・黒磯」、地域資源総合管理施設「アグリパル塩原」の管理運営のほか、同施設を利用した各種イベントの開催、さらには都市と農村の交流推進事業と

して市民農園の運営も行ったところであります。

農用地の利用権設定は、3月末日現在1,123.2haとなっており、昨年の実績と比較して4%程度増加しており、担い手農家への集積が進んでいる結果となっております。

また、認定農業者の育成につきましては、水田経営所得安定対策への加入に向けた新規認定手続が落ちついたことから、新規の認定者は17名となっております。

次に、一般会計決算につきましては、10ページから21ページに記載されている収支計算書正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録のとおりであります。

主な収入は、事業収入としての農地保有合理化事業収入、また、補助金等収入のうち、明治の森・黒磯やアグリパル塩原の管理運営等の受託収入で、収入全体の約56%を占めております。

支出の主なものは、農地保有合理化事業などの受託事業に伴うものであります。物産直売等管理特別会計につきましては、22ページから26ページに記載のとおりで、青木ふるさと物産センター直売等に関する決算であります。施設利用者数で4.3%、事業収入で5.9%の減少となっております。

次に、平成21年度の事業計画等について、ご説明申し上げます。

平成21年度は、特に認定農業者などの担い手に農地を集約し、効率的な農業経営を推進するための農地保有合理化事業や農作業受委託事業を進めてまいります。また、認定農業者の育成支援にも取り組んでまいります。

収支予算につきましては、一般会計が5ページから10ページに記載のとおりであります。また、物産直売等運営特別会計につきましては、11ページに記載のとおりであります。

今後も経営規模の拡大や担い手農家の育成など、

本市の農業振興と農村の活性化に寄与すべく、各種事業を積極的に推進してまいります。

以上、ご報告を申し上げます。

議長（平山 英君） 報告、説明が終わりました。

#### 報告第14号の上程、説明

議長（平山 英君） 次に、日程第10、報告第14号 財団法人那須野が原文化振興財団の経営状況報告についてを議題といたします。

本案について報告、説明を求めます。

副市長。

副市長（折井正幸君） 報告第14号 財団法人那須野が原文化振興財団の経営状況報告について、ご報告を申し上げます。

議案書27ページ、議案資料はございません。

平成20年度事業報告につきましては、事業報告書の1ページから12ページに記載のとおりであります。

4ページからの財団の運営状況であります。那須塩原市及び大田原市における文化の振興を図るとともに、住民の自主的な文化活動の支援を行い、豊かな文化の創造に寄与するため各種事業を実施いたしました。

芸術文化鑑賞事業では、松田奈緒美ソプラノリサイタル等30本を超える自主事業と、展示事業として原野展、八木澤啓造展及びハーモニーホール展を開催、文化団体育成事業では、オーケストラ養成講座など4講座6種目を実施。また、ハーモニーホールフェスティバルを開催し41団体が参加、マラソンコンサートはピアノ演奏など111名が参加いたしました。

各施設の利用及び入場者の状況につきましては、全体で996日の延べ利用日数があり、利用率は

62.6%、入場者数は11万4,410人であります。

11ページのパイプオルガンの基金積立は、平成21年3月31日現在1億185万9,817円であります。

財務諸表につきましては、13ページの貸借対照表の資産の部の主なものは、流動資産の普通預金、固定資産の基本財産や特定資産のパイプオルガン基金積立資産で、合計は1億8,118万226円あります。

負債の部の主なものとしては、固定負債の退職手当引当金で合計は3,818万5,721円であり、資産合計から負債合計を引いた1億4,299万4,505円が正味財産であります。

14ページの正味財産増減計算書の経常収益の主なものとして、施設管理受託収入と自主事業負担金収入で、いずれも2市からの負担金で、合計は3億2,933万2,714円あります。

経常費用の主なものとして、管理費の給料手当委託料と芸術文化振興事業費の委託料で、合計は3億953万6,490円あります。

当期経常増減額は1,979万6,224円で、正味財産期末残高は1億4,299万4,505円あります。

16ページは財産目録であります。

続きまして、平成21年度の事業計画についてご説明いたします。

事業計画・収入支出予算書の2ページの事業計画は記載のとおりであります。

3ページからの平成21年度収支予算の収入の部につきましては、施設利用料収入、事業収入、受託収入など3億2,197万8,000円を計上し、支出の部は管理費、芸術文化振興事業費、文化活動育成事業費などで、同額の3億2,197万8,000円を計上しております。

以上、ご報告を申し上げます。

議長（平山 英君） 報告、説明が終わりました。

報告第15号及び報告第16号  
の上程、説明

議長（平山 英君） 次に、お諮りいたします。

日程第11、報告第15号 専決処分の報告について及び日程第12、報告第16号 専決処分の報告についての2件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認めます。

よって、報告第15号及び報告第16号の2件を一括議題といたします。

本案について報告、説明を求めます。

副市長。

副市長（折井正幸君） それでは、報告第15号及び報告第16号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分いたしましたので、ご報告を申し上げます。

まず、報告第15号につきまして申し上げます。

議案書28から29ページとなります。議案資料はございません。

本件は、平成20年11月26日、那須塩原市東三島2丁目地内の市道西富山・西三島線において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し和解したものであります。

事故の状況につきましては、相手方が市道を歩行中に夜間のため、よく見えなかったため水路に転落したもので、クリーニング代及び治療費について両者協議の結果、市側80%、相手側20%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金1万228円を支払い、今後この件に関し双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

次に、報告第16号につきまして申し上げます。

議案書30から31ページ、議案資料はございません。

本件は、平成21年5月1日、那須塩原市豊浦地内の信号機のあるT字路において発生した事故に関し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、市側車両が青信号に従い交差点を右折しようとしたところ、相手方車両が赤信号を見落として交差点に進入し接触事故が起きたものであります。

両者協議の結果、市側の損害額を10万2,585円とし、過失割合は相手側100%とすることで示談が成立し、相手側は市側車両の修理先に10万2,585円を支払うことで和解いたしました。

以上、2件につきまして、ご報告を申し上げます。

議長（平山 英君） 説明が終わりました。

承認第8号及び承認第9号の上  
程、説明、質疑、討論、採決

議長（平山 英君） 次に、お諮りいたします。

日程第13、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて及び日程第14、承認第9号 専決処分の承認を求めることについての2件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認めます。

よって、承認第8号及び承認第9号の2件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（折井正幸君） 承認第8号及び承認第9号につきましては、地方自治法第179条第1項の

規定により専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものであります。

まず、承認第8号 那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書12から13ページとなります。議案資料は12ページでございます。

本件は、平成21年5月1日の人事院勧告を踏まえ、暫定的な措置として6月期に支給する市議会議員の期末手当の一部を凍結するための条例改正であります。

具体的には、市長及び副市長の期末手当の引き下げと歩調を合わせ、市議会議員の6月期における期末手当の支給率を「100分の160」から「100分の145」に、0.15月引き下げるものであります。

次に、承認第9号 那須塩原市長等の給与及び旅費に関する条例及び那須塩原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書14から15ページとなります。議案資料は13から14ページでございます。

本件は、平成21年5月1日に人事院から提示された暫定的な措置として、6月期の期末手当、勤勉手当の支給月数の一部を凍結することが適当、また、特例措置の凍結月数分は0.20月分とすることが適当とする人事院勧告を踏まえ、市長等特別職及び職員の給与のうち、平成21年6月に支給する期末手当、勤勉手当について暫定的措置として、支給月数の一部を凍結するための関係条例の改正であります。

具体的には、市長及び副市長の期末手当は、その支給率を「100分の160」から「100分の145」に、0.15月引き下げ、教育長を含む職員の期末手当と勤勉手当は、その月数を2.15月から1.95月に、0.20月引き下げるものであります。

これら2件の対応は、6月期における期末勤勉手当の支給基準日の関係で、緊急に条例を改正する必要があったことから、平成21年5月26日付で専決処分を行ったものであります。

以上、2件につきまして、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（平山 英君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） それでは、承認第8号と9号につきまして、あわせて質疑申し上げたいと思います。

この8号、9号につきましては、さきの全員協議会で説明を受けまして、専決処分をしたいということで了解というか、理解はしているところではございますが、県内各地の環境をちょっと調べさせていただきましたら、14市あるんですが、専決処分をしている市が那須塩原市だけという形になっております。

この辺で、もう一度、この専決処分をした理由についてお伺いしたいと思います。

議長（平山 英君） 説明を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 専決処分をした理由ということでございますけれども、基本的には条例改正ということですので、本来の形の中で議会に提案申し上げまして、そこで可決するというのが本来の筋でございます。

ただ、全員協議会のときも申し上げましたけれども、臨時議会を開催していただいて、その後6月定例議会という開催が迫ってございました。その間の中にまた臨時議会を開催し、この案件を提案するということにつきましては、議会を開くいとまがないというふうなことから判断しまして、専決処分とさせていただいたところでございます。

以上です。

議長（平山 英君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） 今の総務部長の回答ですといとまがなかったということですが、臨時議会の開催につきましては、他市につきましても臨時議会を開催して、議長なり副議長なりを決めているという状況の中で、先ほども言ったんですが、那須塩原市だけがこれを開かなかった。いとまがなかったということなんでありますが、ぜひ、このいとまがなかったというところで、何日はできなかったとか、そういう具体的な日程的なものがありましたら、お聞きしたいんですが。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 具体的にということでしたけれども、具体的にといいますと基準日の関係で、6月1日が基準日という形になりますので、その前に議決をいただかなければならない、専決しなければならぬというようなところがありました。

そういう関係で、臨時議会の後にまた告示をし、議会を開催するということになりまして、日程的にかなり詰まっているというようなことから、専決させていただいたというようなところでございます。

議長（平山 英君） ほかにございませんか。

11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） 先ほども申し上げたんですが、鹿沼市については5月22日に臨時議会を開いて、この決議をしております。最終が5月29日、こちらがさくら市とか日光市、佐野市、足利市ということですので、私は十分に時間はあったのかなと、このように感じておるところでございます。

しかし、そういうことありますので、ぜひ今

後しっかり協議をしていただきたいということを申し上げまして、終わりにしたいと思います。

以上です。

議長（平山 英君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（平山 英君） ないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第8号及び承認第9号の2件については、原案のとおり承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認めます。

よって、承認第8号及び承認第9号の2件は原案のとおり承認されました。

議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（平山 英君） 次に、日程第15、議案第49号 那須塩原市長等の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

市長（栗川 仁君） 議案第49号 那須塩原市長

等の給与の特例に関する条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

議案書3ページ、議案資料はございません。

我が国の経済は100年に一度と言われる不況に直面しており、いまだに光明の見えない状況にあります。

この景気後退の局面は、今後も当分継続されるものと予想され、本市の財政にも大きな影響を与えております。

例えば、市民税では、平成20年度の決算見込み額と平成21年度の当初予算額を比較してみると、平成21年度は2億円を超える減収となるおそれがあり、また、県内及び本市の雇用情勢も依然として改善は見られておりません。

このような社会経済情勢や財政状況等を勘案し、当面の措置といたしまして、本年7月から平成22年3月までの9カ月間について、市長、副市長及び教育長の給与を10%減額するための条例を制定するものであります。

ご理解を賜り、提案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

議長（平山 英君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（平山 英君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第49号については、原案のとおり決することと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

議長（平山 英君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（平山 英君） 次に、日程第16、議案第51号 契約の締結についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

市長（栗川 仁君） 議案第51号 契約の締結について、提案のご説明を申し上げます。

議案書7ページ、議案資料7ページでございます。

本案は、公共下水道における塩原水処理センター内の汚泥曝気攪拌施設である、1系オキシデーションディッチ設備更新工事の業務委託契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。

塩原水処理センターは、昭和62年から運転を開始しており、各設備において経年劣化や磨耗等により更新の必要性が生じており、平成18年から耐



用年数を過ぎた各設備を計画的に更新をいたしております。

今回の工事の主なものは、1系オキシデーションディッチ施設の中の軸流ポンプエアレーター4基、吸気ブローア3台の交換及びこれに伴う電気設備の更新であります。

総事業費は2億3,400万円で、2年の継続費で実施するものであります。通常の水処理業務の確保を図りながら、設計から施工管理監督までを一貫して専門的に行うことのできる日本下水道事業団と随意契約により、契約を締結するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（平山 英君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） ただいまの提案説明をお聞きしたわけですが、随意契約2億3,400万ですが、随意契約の中の業者選定の経緯並びに金額決定の経緯について、詳しくお聞かせをいただきたいと思っております。

また、工事箇所を今日工事400号バイパスですが、トンネル工事の橋がかかるといふようなことも聞いておりますので、そこら辺のものをちょっと心配されておりますので、その辺も聞かせていただきたいと思っております。

以上、2点について質疑いたします。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 業者選考会議の担当部ということで、経過について申し上げたいと思っております。

建設工事等につきましては、1,000万以上のものについてはすべて業者選考会議にかけるとい

ことになっておるところでございますけれども、本件につきましては、業者選考会を省略したというところがございます。

その理由としては、まず例外扱いとして現在3ケースほどありまして、1つ目としては法令、例規において契約相手が特定されている場合というようなこと。もう一つは、高度かつ専門的な技術を要する工事であって、公共性が高い法人に委託する場合で、委託することが合理的である場合ということで、この場合としましてはNTT、JR、日本下水道事業団というところになっております。最後に、特定の用地等の取得保証する場合ということで、この3つのケースが業者選考会議に付さないというようなことございまして、本案の場合には（2）番のことが該当するというようなことで、契約に関するものにつきましては、担当部のほうで進めていくというところがございます。

以上です。

議長（平山 英君） 上下水道部長。

上下水道部長（江連 彰君） それでは、私のほうから、日本下水道事業団のほうにこれから委託をするということでございますけれども、それらの理由についてご説明を申し上げます。

下水道の施設を計画あるいは建設するということにつきましては、まず下水道法に定められております資格を有する職員がいることが条件になっております。土木、建築、機械、電気ということでポンプ施設、処理施設は各分野に広く専門の技術者が必要となります。

そういった部分につきましては、なかなかすべて確保するというのは非常に難しいと考えております。それは本市のみならず、下水道事業を実施しているおのおの市町村において、非常に難しい状況だといふふうに言われております。

そのようなことから日本下水道事業団は、下水道に関します業務について地方公共団体を支援代行する機関ということで設立された、地方共同法人ということであり、地方公共団体の要請に基づいて、下水道の業務を行うことができる技術力、経験等を有している法人ということであり、

そのようなことから、地方公共団体にかわって下水道事業に関して発注関係の業務、あるいは計画、設計、工事の監理、事後の点検、さらにそれらが終わった後、会計検査の受検等も含めて多岐にわたる業務を公共団体にかわって代替してできる唯一の法人ということであり、今回随意契約で協定を締結して、実施したいということをお願いをするものであります。

また、金額につきましては、国土交通省で定められております下水道用の標準設計歩掛かりに基づきまして、積算をされております。

また、歩掛かり等がないものについては、見積もり等を徴収することもあるかと思っております。

それから、400号の下塩原のバイパスの関係と思われるけれども、それらにつきましては、支障になる部分については昨年の中で計画の変更をして、きちんと処理はされております。

以上でございます。

議長（平山 英君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） なる説明をお聞きさせていただきました。大体は理解させていただきました。そうしますと、この施設の持続可能な限りはやはり維持管理等々において、施設を利用する限りは日本下水道事業団にお世話になって、やはりやっていくということが建前ですね。その点を確認させてください。

議長（平山 英君） 上下水道部長。

上下水道部長（江連 彰君） 先ほども申しましたとおり、現状の中では市においてそういったものを担当する技術職員がいないということであり、現在の中ではそういうこと、事業団に頼らざるを得ないという判断をしております。

議長（平山 英君） ほかにございませんか。

16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 議会前に下水道課のほうに、今中村議員が質疑したような内容をお聞きしておいたわけなんですけれども、その中で幾つかまた確認をさせていただきましても、契約金額を標準積算表と、ないものは見積もりを出してもらって契約金額を設定したというお答えでしたけれども、この標準積算表を使って、あと、ないものはどこに見積もりを出してもらったのか。どなたが最終的にこの契約金額をはじき出したのかを聞かせていただきたいというふうに思います。

それと、日本下水道事業団は地方公共団体が出資してつくった団体ですけれども、地方共同法人というふうに名称も変わっております。先ほど公共性が高い団体であるということでおっしゃってましたけれども、出資する地方公共団体というようなものはどのようなところが出資しているんでしょうか。出資することというふうになっているんですけれども。

あと日本下水道事業団の実際に行う事業というものは、どういうものを行っている団体なのか。

あと、さんざん今まで日本下水道事業団というのは、談合を起こしていますよね。それと天下り団体というふうに言われていますけれども、その辺のところをどのように把握なさっていますか。

議長（平山 英君） 答弁を願います。

上下水道部長。

上下水道部長（江連 彰君） 見積もり先と積算者でございますけれども、見積もり先につきまし

ては、まず積算は下水道事業団が積算をするということでございます。それと、見積もり先につきましては、そういった機械をつくれるというか、つくっている実績のある会社に見積もりをとっているというふうに考えております。

事業団は公共性の高い団体ということで、どこが出資しているのかということでございますけれども、地方公共団体の中、まず47都道府県、それと人口8万人以上の333の都市が出資をしております。

それから、事業団の事業の内容でございますけれども、事業団法の中に26条にございまして、事業団は目的を達するため次の業務を行うということで、1項として地方公共団体の委託に基づいて終末処理場及びこれに直接接続する幹線管渠、終末処理場以外の処理施設並びにポンプ施設の建設を行うこと、以下8項までいろいろと維持工事の監督管理、あるいは処理場、ポンプ施設の維持管理、工事の監理、それからそれぞれ公共団体の委託に基づいてでございますけれども、整備に関する計画の策定、そういったもの8項目ほど業務ということで事業団法の中に定められております。

あと、天下りとか談合とかということですが、それは私のほうで今どうこうということのお答えはちょっと控えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（平山 英君） ほかにございませんか。

16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） そうすると、この51号の契約の工事概要、先ほど市長が簡単に曝気装置が何基とか、そういうふうにおっしゃっていましたが、普通の公契約だったら概要を示しますよね。私の手元にあるのは、上越市のものですが、これ日本下水道事業団になんか出して

いないので、実際には条件つき一般競争入札で上越市なんかはやっているわけですが、工事概要ちゃんと出ているんです。それで幾らということで、何を何台とかということがあるので、この金額で大体相場なのかな、どうなのかなということが想像できるんですけれども、今回議案として出していただいたものというのは、何か図面が1枚、ぺら1枚、これで幾らかかる工事なのかを想像して採決しろというほうが無理だというふうに思うんですけれども、もう少し、実際にこの委託する工事の内容、どういうものを、水処理機械設備工事一式とかというふうに簡単に言わないでください。

この2億何千万の積算した工事、どのような工事をするのかというのを、何基つけて、どのぐらいのものをどのぐらい使うというものがわかるような、そういうような答弁をください。

それと、実際にこれはオキシレーションディッチ施設は、どのようなものを、縦型じゃなくて、これは馬蹄形の図面が書いてあるようなので、馬蹄形をとということになると、実際にこういう積算もほとんど事業団にしてもらった、随契するところにしてもらったというのっていいんですかね。

それと、この見積もりを出してもらったという会社名、どういうところに出してもらったかの会社名を聞かせてください。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（江連 彰君） まず、今回の工事の何を更新するかということでございますが、オキシレーションディッチというようなことで、まず今回反応タンクということで、要は微生物の働きによって汚泥を、汚水を処理する槽のエアレーターを交換するというところでございます。

オキシレーションディッチ法といいますのは、

活性汚泥方式、標準活性汚泥法とかいろいろありますけれども、それらの一つでございまして、図にお示しをしているとおり、長円形の循環水路に機械式の曝気装置、これが軸流のポンプのエアレーターというものでございます。要は、ここの長円形の中に汚水が入ってきまして、それらをこの曝気の攪拌装置で、羽がついておりますけれども、その回転によって水の移動をさせると。あわせて吸気ブローアで酸素を送り込みながら、この楕円形の中を水を回転といいますか、動かして微生物の働きで処理をする方式ということでございます。

このポンプでございまして、ポンプにつきましては、軸流ポンプエアレーターということで900の大きさ、羽が900だというふうに理解しております。それらのところに7.5kgのポンプがついている。これを4台交換をするということです。

それと吸気ブローア、これはロータリーブローアということで、これは65mmの酸素を送るパイプだと思えますけれども、それらと3.7kgのポンプがついておりますけれども、それらが3台というようなことでの更新の工事でございます。

また、耐用年数につきましては15年ということで、今回の変えようとしているものについては昭和62年から施設の利用ということで26年ほど経過をしている施設ということでございます。

それと、事業団の積算については、どこから見積もりをとっているかということについては、私どものほうでは承知はしておりません。

以上でございます。

議長（平山 英君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） それと、普通の、この次の52号からになると、一応告示をするものですから、内容とか、あと工期とかも書いてあるんですけれども、工期もここには書いてないですよ、

どこにも。どのぐらいの工期でやるのかということと、あと、これは本当にそうすると、この随契をする相手側にまるっきり積算も、することも、その積算根拠となる標準積算表をどういうふうにするのかとか、見積もりをするのか、まるっきり丸投げで、この随契の金額というのは出してきたわけですか。

それで実際に、これ建設、施設改修ですよ。そうすると、今現在、塩原のところでは、ここの下水道事業団がそういう設備を建設するのに当たって、ご自分のところで直営でやるんじゃないかと、実際にはそれをまた丸投げですよ。そこそこで民間の事業者によらせるわけですよ。

実際にオキシデーションディッチの工事がやれる事業者というのは、私も調べてみたんですけども、何社かありますよね、実際に。そうすると、きっとそういうところからとったんだと思うんですよ。

どういう縦型のエアレーションシステムにするのか、それとも曝気スパローター、日立のようにスパローターを使うのか、先ほどそこら辺のどういうシステムをするのかという部分のところはお答えにならなかったんですけども、縦型じゃなくて、きっと馬蹄形っぽいような図面がついていたんで、違う、どういうシステムをイメージしているのか、そこら辺もまるっきり日本下水道事業団にお任せですか。

それと幾つか本当に、私が調べただけでも、とりあえずオキシデーションディッチの工事がやれるところが5社ぐらい、手元にあるんですよ。どういう方法にするのか、ここに書いてある図面1枚べらではわからないので、その辺のところ、そうすると日本下水道事業団というのは、その後、自分のところでやるわけじゃないですよ。こういうメーカーさんに発注するんだと思うんですよ。

ね。そこで談合が起きているんですよ。

だから談合が起きたってさっき言って、日本下水道事業団は今度どうやって発注するのかという部分のところを、どうやって、そこで談合が行われていたら、言い値で随契して、日本事業団が自分で、そこら辺の基準がもしあるなら、そういう談合が起きないような基準があるならば、その辺をどういうふうに確認したかも聞かせていただきたいと思います。

幾つか言った部分のところにお答えください。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（江連 彰君） まず、告示がどうか、工期が記載されていないということでございますけれども、それらについては、ここで議決をいただいた後に改めて協定の中で明確に工期を入れていくということであります。

〔発言する人あり〕

上下水道部長（江連 彰君） まだ、協定を結んでいない、結ぶための議決をお願いしているわけですので、そういうことでございます。ただ、大きくは2カ年の中で対応していきたいということでございます。

それと、契約先に丸投げなのかということでございますけれども、1つには技術者がいないということですので、いろいろな細かい技術的なことの提案とかというのは、なかなか難しいというふうに考えております。

ただ、しかし維持管理をしていくのは市でありますので、現在までの維持管理の中での問題点、これからどういうふうに維持管理をしていくかというようなことでの事業団との協議というのは、十分されるんだろうとっております。

ですから、決して丸投げというようなことでは考えておりません。

それから、施設の改修、事業団も要するにメーカーに発注する、丸投げじゃないかということですが、それは先ほど事業団の業務の中で申しましたとおり、設計とか工事の監督というのは、きちんと資格というか、技術者がおりますので、そういったものは事業団の中でして、監督をしていくということだろうと思います。

あと、談合があるかないかというようなことについて、そこまで協定の段階で市のほうでできないというふうに考えておりますけれども、こういう時代でありますので、事業団のほうでその辺は十分にやっているんだろうとっております。

また、これらについては、業者は何社かありますんで、それらに聞くところによると、総合評価方式で業者の決定をしていくというようなことも聞いております。

あと、施設についてですけれども、現在の塩原に入っております施設については、縦型の軸流のエアポンプのエアレーターになっております。

以上でございます。

議長（平山 英君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（平山 英君） ないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

16番、早乙女順子君。

〔16番 早乙女順子君登壇〕

16番（早乙女順子君） では、議案第51号 契約の締結について討論いたします。

この塩原水処理センター1系オキシレーションディッチ施設更新工事の業務委託について、先ほど質疑をしまして明らかになりましたのは、まるっきり委託する、随意契約とする日本下水道事業

団に丸投げ、積算する部分においてもすべて丸投げ、見積もりを事業団がどうとったかも確認をしていないということが明らかになりました。

この日本下水道事業団、かつて自分が請け負った工事において談合を行っております。

ですから、そういうことが行われないように、談合が行われるということは、やはり間に不必要なお金が入るということです。下水道事業団が直接工事をするのではなく、それぞれのメーカーに発注をする。そこで談合がかつて起きていました。

そのことを把握せずに、積算根拠であるものもすべて下水道事業団にお願いしている。設計、施工の技術がないからと言いますならば、設計、施工だけできるところに頼んだらという選択肢もあります。

このように、屋上屋を重ねれば、それだけ経費がかかります。競争原理が働かない中、地方自治体も財政が厳しい中、少しでも安く済ませることを放棄しているように私には思えてなりません。

こういったことを十分に質疑する。委員会に付託をして十分に審議をしてもらおうという時間が必要な工事であるというふうに思います。

それも工事が終わるのは2カ年。契約後、工期を決めるなどという、まるっきり契約とも思えないような契約を日本下水道事業団と結び、それも随契で。このような地方公共団体のためにと言いつつながら、これが本当に私たちのような地方公共団体のためになるのでしょうか。

以上のような疑問が解決しませんでした。この契約にこのまま賛成することはできません。

議長（平山 英君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（平山 英君） ないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第51号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平山 英君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第52号及び議案第53号  
の上程、説明、質疑、討論、採  
決

議長（平山 英君） 次に、お諮りいたします。

日程第17、議案第52号 契約の締結について及び日程第18、議案第53号 契約の締結についての2件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号及び議案第53号の2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

市長（栗川 仁君） 議案第52号及び議案第53号について、一括して提案の説明を申し上げます。

これら2件につきましては、耐震診断の結果、耐震指標、いわゆるI s値が0.3以下の数値であった中学校体育館の改築工事の契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。

まず、議案第52号につきまして申し上げます。

議案書8ページ、議案資料8ページでございます。

本案は、東那須野中学校体育館改築工事の契約の締結についてであります。

体育館の施設概要は、鉄骨造平家建て、延べ床面積1,253㎡であります。

契約につきましては、条件つき一般競争入札を行った結果、落札いたしました福田・宮沢特定建設工事共同企業体と契約を締結するものであります。

次に、議案第53号について申し上げます。

議案書9ページ、議案資料9ページでございます。

本案は、三島中学校体育館改築工事の契約の締結についてであります。

体育館の施設概要は、鉄骨造平家建て、延べ床面積1,498㎡であります。

契約につきましては、条件つき一般競争入札を行った結果、落札いたしました小池・万特定建設工事共同企業体と契約をするものであります。

以上、2件につきましてよろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げ、提案の説明といたします。

議長（平山 英君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 52、53、同じようなことなので、両方あわせて聞きますけれども、今現在予定価格を設定して事前公表しております。今回条件つき一般競争入札を行っています。金額の面では高どまりです、落札したところを見ると。そんなに入札をかけたからといって安くはなっていません。そのときの、この条件つきのところにか何か理由を見つけなければならぬわけです。それで、何がメリットだったというふうに思われますか。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 一般競争入札を導入したことのメリットということでございますけれども、通常、これまでは業者選考会議という中で業者を指名しまして選考していたわけでございますけれども、条件つきではありますけれども、一般競争入札になったことによりまして、業者の受注機会がふえたというふうには考えております。

議長（平山 英君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 単純に一般競争入札じゃなくて、条件つきとした、この条件つきのところで何かメリットがなかったかという部分のところを、条件つきとしたことよってのメリットが何だったのかを聞かせてください。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 条件をつける、条件をつけないということのメリットということでございますけれども、条件をつけないということになりますと、全くわかりませんが、例えば我々が把握できないような会社の方々も入札に参加するというようなことがございますし、反対に言いますと、低金額で入札をされて品質を確保ができないというようなこともございます。

そういう意味からいいますと、条件つきということで地域の中の本市に本店があるような、そういった条件をつけているというようなことございますので、そういったメリットはあるかというふうに思っております。

議長（平山 英君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） このものは、要するに最終的に条件つきといっても、入札の資格審査のところで大體決まってきたらと思うんですけども、その資格審査のところ実際に今後入れるべきであろうというような要件というのを

何か感じられましたか。

要するに、障害者雇用率を入れるとか、あと最低賃金とか、そういう雇用形態をどうするとか、いろいろあると思うんですけども、その辺のところでは何か入札資格審査で必要だなというふうに思われたことはありませんか。今の審査資格だけでいいというふうに思っていますか。審査項目だけでいいというふうに思っていますか。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 資格審査の件でございますけれども、ただいま議員のほうからありましたように、最近では雇用対策であるとか、障害者の雇用でありますとか、ISOの関係、それからエコアクション21検証の登録制度等々があります。

本市においては、ISOについては採用しておりますけれども、そのほかの分については今のところ審査の中には入っておりません。今後、審査をする中で検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（平山 英君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（平山 英君） ないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認め、討論を終

結いたします。

これより採決いたします。

議案第52号及び議案第53号の2件については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号及び議案第53号の2件については、原案のとおり可決されました。

議案第54号の上程、説明、質

疑、討論、採決

議長（平山 英君） 次に、日程第19、議案第54号 契約の締結についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

市長（栗川 仁君） 議案第54号 契約の締結について、提案のご説明を申し上げます。

議案書10ページ、議案資料10ページであります。

本案は、那珂川河畔公園プール改修工事の契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。

本工事は、那珂川河畔公園プール施設の老朽化により、改修工事を行うものであります。

施設の概要は、管理棟が鉄筋コンクリートづくり、延べ床面積230㎡、機械室が鉄筋コンクリートづくり19㎡、プールが25mプール、変形プール、幼児用プールの3カ所であります。

契約につきましては、条件つき一般競争入札を行った結果、落札いたしました秀和建設株式会社と契約を締結するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。



議長（平山 英君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（平山 英君） 質疑がないようですので、  
質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 討論がないようですので、  
討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認め、討論を終  
結いたします。

これより採決いたします。

議案第54号については、原案のとおり決するこ  
とで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第50号の上程、説明

議長（平山 英君） 次に、日程第20、議案第50  
号 那須塩原市営駐車場条例の一部改正について  
を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（君島 寛君） 議案第50号 那須塩原市  
営駐車場条例の一部改正について、提案のご説明  
を申し上げます。

議案書4ページから6ページ、議案資料も同じ  
く4ページから6ページとなります。

本案は、西那須野西大和地区商店街の利用客の

利便性を図り、地域における道路交通の安全を確  
保するために、西大和地区再開発事業に伴い整備  
された駐車場を市営西大和駐車場として、新たに  
那須塩原市営駐車場条例に加えるため、改正する  
ものであります。

また、同駐車場の使用料の設定に当たり、現在  
運営している5カ所の既設の市営駐車場の利用料  
の見直しを行ったところであります。

新しい料金設定に当たっては、商店街での買い  
物や鉄道利用者の送迎等、短時間利用を調整する  
一方、既に問題化している長期駐車や放置車両を  
解消することを第一として、あわせて近隣の民営  
駐車場の経営を圧迫しないことを考慮したもので  
あります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう  
お願い申し上げます。

議長（平山 英君） 説明が終わりました。

#### 議案第48号の上程、説明

議長（平山 英君） 次に、日程第21、議案第48  
号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算（第  
2号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

市長（栗川 仁君） 議案第48号 平成21年度那  
須塩原市一般会計補正予算（第2号）について、  
提案の説明を申し上げます。

議案書2ページ、議案資料2から3ページでご  
ざいます。

今回の補正は、新設認可保育園建設補助につい  
て、制度改正による財源の組み替えを行うとともに、  
定員増加に伴う建築面積の増による補助金の

追加補正を行うほか、市営西大和駐車場の管理運営費など早急に追加補正が必要な経費について補正するものであります。

歳入については、13款使用料及び手数料に市営西大和駐車場使用料として43万2,000円を追加し、14款国庫支出金では、制度改正により新設認可保育園建設のための次世代育成支援対策交付金5,004万円を県補助金に振りかえるため全額減額し、15款県支出金に新設認可保育園の建築面積の増加分を含む栃木県安心子ども特別対策事業費補助金7,334万4,000円を、19款繰越金に前年度繰越金163万2,000円を追加いたします。

なお、不足する財源につきましては、21款市債に新設認可保育園建設のための合併特例債2,210万円を追加いたします。

歳出では、2款総務費に西大和駐車場管理運営費用86万円を、3款民生費に新設認可保育園定員増加に伴う建設面積の増により補助金4,660万8,000円をそれぞれ追加いたします。

以上、歳入歳出ともに4,746万8,000円を追加し、平成21年度一般会計予算総額を396億1,354万円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。  
議長（平山 英君） 説明が終わりました。

#### 議案第55号の上程、説明

議長（平山 英君） 次に、日程第22、議案第55号 大田原市から北那須流域関連西那須野公共下水道への区域外流入についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（君島 寛君） 議案第55号 大田原市か

ら北那須流域関連西那須野公共下水道への区域外流入について、提案のご説明を申し上げます。

議案書11ページ、議案資料も同じく11ページとなります。

本案は、大田原市と那須塩原市西那須野地区との行政界にある、市道大山通り線に流域関連西那須野公共下水道が整備されていることから、大田原市の土地所有者2名から住宅及びアパートの汚水を排水するに当たり、那須塩原市の公共下水道を利用したい旨の要望が提出されました。

本件については、地方自治法の規定により大田原市との協議が必要であり、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（平山 英君） 説明が終わりました。

#### 散会の宣告

議長（平山 英君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 零時